

この初回面接がとても大切で、ここの機関がどう
いう所で、今どういう状況にあるので、なぜここ
に来てもらったのかを家族に説明し、家族からの
意見も聴く。そういうことが協力関係を作るうえ
で大切なのだ。

AEMO の場合、呼び出しても親が来ないときには
2～3回手紙を出す。それでも来ないときには
書留で催促し、それでもだめなときには訪問したり、
子ども判事に呼び出しをお願いする。家に押し
かけるとうまくいくことが多い。

AED の場合は、基本的に家族の要請があつて支
援するものと思われているが、現実には、家族が
ここに支援を求めてくることは少ない。学校や地
区のソーシャルワーカーからここに行くように進
められて、渋々来るという形が多い。

引き受ける AED と AEMO の割合は AED が
20%くらい。両方合わせて《Collet Julian》では、
約 140 人の子どもを受け持っている。ワーカー1
人が 22 人を上限に子どもを担当している。家族に
はきょうだいがいるので、実際はもっと少ない。
新しい職員が受け持つ子ども数はより少なくして
いる。

エドゥケーターとソーシャル・アシスタントは、
ここではソーシャルワーカーとして同じ仕事に携
わっている。厳密には、ソーシャル・アシスタ
ントは法律的面で社会援助のことをよく知っている。
エドゥケーターは実際の人間関係に関する具体的な
実践を行うソーシャルワーカーで、資格を得るま
での教育が異なる。

2007年の法律で子どもの保護に関する考え方が
少し変わり、AED をより多く活用する方針が出さ
れたので、AED の割合が高くなっている。

AED と AEMO では、措置される子どもにはあ
まり違いがない。親には、「子どもをもっとちゃんと
学校に行かせなさい、心理士と子どもが会うよう
に協力してください、バカンスにも行かせてくだ
さい。もしこの3つを実行できなければ、里親



ソーシャルワーカー アブラハミ実務主任 コスマン所長

へ委託にしますよ」と警告している。AED の育成
支援は、期限が1年。そのとき、やはり里親に委
託する方がいいだろうと判断して、里親家庭を準
備する間、AED を活用するということもある。逆
に、里親委託を解除するとき、ここでの支援を受
けながら家庭復帰を準備することもある。

また、AEMO から AED に変更されることもあ
る。逆に AED で危険性が高いと判断した場合には、
AEMO にするように子ども判事に働きかけること
もある。今年は、判事に 14 人の子どもを里親委託
に措置を変更するように提案した。そのうちの 3
人は里親委託を解除された後、支援していた子ど
もだった。このようなケースは少なく、ほとんど
は分離前の育成的支援 AEMO である。

(4) 援助を受ける家族とその方法

子どもと家族の状態によって、子ども判事の命
令に従って、バカンスのとき又は週末のみ里親に
委託する子どももいる。親が里親委託を拒否する
とき、このような断続的な里親委託して親子の状
態を観察するということがかなりある。また、ソ
ーシャルワーカーが子どもを自宅に送っていった
とき、親の養育が無理だと判断するときには、子
どもを施設に連れて行くこともできる。

子どもに対して、ソーシャルワーカーが1人で
担当することも、2人のソーシャルワーカーが協働

して援助することも、親に1人のソーシャルワーカーと、子どもにもう1人のソーシャルワーカーを付けることもある。どういう方法で援助するのかは、面接のときに見極めている。子どもにきょうだいのいる場合、1人のソーシャルワーカーがレフェレントとなって、一つの家族につくという方法が一般的だが、家族が多数家族の場合には2人のワーカーを付ける必要のあることもある。恐らく日本に比べて、フランスの家族状況はより複雑ではないだろうか。非常に離婚率が高く、単親家庭も多く、何度も結婚と離婚を繰り返した再構成家族も多い。産みの親と暮らしていない子どもも多い。こういう困難な状況にある子どもの多くは、親が子どもの世話をしきれず、祖父母の家で生活していることが多い。子どもが教育らしい教育を受けていないこともある。そのため、子どもの中には遊ぶことのできない子どももいる。

このセンターでは、意気消沈している子どもに、遊びを通してダイナミズムを与えることができると考えている。

(5) コレットジュリアンのグループ活動

このセンターの特長は、毎週行なう特別育成グループの活動に子どもを参加させることである。そのため児童精神科医のコンサルテーションを受けて、グループ活動への参加を考慮する。

2010年度には、年少グループ(9歳までの学童)、年中グループ(9歳~11歳)、年長グループにわけて、毎週金曜日に子どもたちにグループに参加してもらっている。年少グループは絵を描いたり、粘土遊びをする。年中グループはビデオづくり、年長グループは雑誌作りをした。

活動の内容は子ども達のニーズや希望に合わせて決めている。ソーシャルワーカーが子どもを家や学校の帰りに迎えに行くこともあり、親達がセンターに連れてくることもある。センターでは、子どもの来所や外出にも寄り添い、きょうだい全部を別々の活動に参加させることもしている。

グループ活動は2人のエデュケーターが指導している。その一人は実習生である。

グループ活動の主な目的は、子どもたちが直面する困難に向き合う潜在的能力を引き出すことのできる場所を提供することで、6歳のある女の子は、「ここで、私は自分のことを話すことができる」と話していた。

これらの子どもには、行動的問題や学習困難があることや、家族と関係性を作れない子どもも多くいる。喪失体験をもつ子どもも、家庭内暴力の犠牲となっている子どももいる。

ここでの育成計画は、情緒面の子どもの発達を考慮して、親以外の大人と信頼関係を結ぶこと、アイデンティティ、自己評価、グループへの同化、他者を意識し自分の立場を知ること、自分を表現できるように学ぶために支援している。子どもは、コミュニケーションのために言葉を使うことを学び、映画や展覧会や劇場に連れて行くことを通して、文化に関心を持つように支援する。

グループでは、一緒に活動するなかで規則をつくり、仲間と出会い、互いに助け合う関係が生まれる。親達も年3回センターに招いて一緒におやつ食べる会もしている。そういうことが新しい出会いと人との関係を発展させる機会となっている。

このセンターには、ボランティアはいないが、20区のロゼのセンターでは、宿題を助けるボランティアを活用している。

フランスでは、11歳で中学へ進学する。ここで勉強内容がぐっと難しくなり、中学へ入ること自体が難しくなる。そのため、子どもの危険な年齢を11歳と考えている。そこで親が別れたりすると、子どもは影響を受けやすい。引きこもりになる子どももいる。そういう子どもには、治療機関が訪問してくれる。そうしたケースが、我々の機関でも3~4件あった。結果的にその子は精神科に入院し、施設で生活している。

(6) 在宅育成支援の目的と課題

育成支援機関は、基本的に子どものための機関であり親へのサービス機関ではない。子どもを支援する過程で親にも会うが、対象は子どもである。

私たちは、家族の歴史を理解することを大切に考えている。母親がなぜその状態にいるのかということを経験と親との関係に遡って、その影響を知ることが重視されている。サルコジ政権の時代には、親の責任を非常に重くみて、例えば、子どもが学校に行かないと、親の扶養手当を切ることを奨励した。しかし私たちの仕事は、親の責任を問うことではなく、子どもと家族を援助して子どもを助けることが目的、親の状況が改善されなければ、子どもも救えないからである。

子ども判事は、その家族が心理士と会う必要を認めることができる。そのため、親も心理士の面接を受けるように勧めている。各区には、病院の精神科と関係する無料心理医療センターがあるので、そこを親が利用するように勧めているが、そういう親は「自分は正常だ」と言い張って病院に行こうとしないので行かせるのが大変。無料心理医療センターは予約が2年先という状態もある。親の問題はアルコール・薬物依存などがあり、多様化している。ロゼの組織には、心理治療施設があるので、この機関を私たちは利用している。

子どもと親との関係には問題がないけれども、あまりに貧しくて、ひどい状況にある家族の場合、親子にとって分離される方が親子にとっていいという場合もある。

ユダヤ系の子どもはユダヤ系の里親に委託する配慮をしたいと考えるが、ユダヤ系の里親が少ない。そのため子どもは施設へ委託することが多い。

思春期の子どもの里親委託は難しい。非行のある子どもを受け入れる里親は少ない。そういう子どもの里親委託に特化している機関もある。

フランスでは18歳で成人になるが、育成支援機関では、これまで21歳まで支援してきた。しかし、財政難から18歳で措置が解除されることになり、

18歳から20歳の援助を必要とする若年成人の支援が今後どうなるのかという問題がある。

また、失業者への支援は25歳からでないと支給されない。その狭間年齢では社会的支援がどこからも受けられない。25歳以下に金銭的援助をすると自由に使うからという考えで、25歳以上から失業給付は出ているのだが、その状態を我々は非常に心配している。

インタビューの後、私たちは施設のグループ活動を行う2つのアトリエを見学した。部屋には子ども達の絵や写真が壁一面に貼られていた。料理教室用の台所セットも見ることができた。日本の学童保育とは異なる措置制度に基づく、育成支援の一端を垣間見ることができた。また、フランスの養護問題の深刻さと家族問題の複雑さ、多様さの中で、家族から子どもを取り上げずに親子を援助しようと日々努力している人々の活動がロゼの大きな組織内のネットワークで支えられていることも知ることができた。

参考文献：

Projet des services d'action éducative en milieu ouvert de l'Oeuvre du Secours aux Enfants en 2012

5. ロゼ里親委託機関の責任者へのインタビュー

この機関は、前節4の解放的育成機関が所属する民間法人 *Oeuvre de Secours aux Enfants* の関連機関である。インタビューでは、所長の *Mme Marie-Claire Godefroy* からとくに、里親の採用、委託手続および財政的支援等について基本的な実務および *AEMO* と連携して行われる連続的里親委託 *l'accueil sequencial* についても話していただいた。

(1) 組織の歴史と概要

この協会は大きい組織で、全部でほぼ600人の給与所得者がいる。協会には2つの重要な部門があり、その1つが子どもに関するセクター、もう一つが医療関係のセクターである。

ロゼは 1912 年にロシアのペテルスブルグにおいてユダヤ人のための保健医療サービスとして創設されたが、ロシア革命によって協会は活動拠点をベルリンに移し、さらにパリへと移転した。第二次大戦中はユダヤ人の子どもを強制収容から守るために、プロテスタント系の組織等の協力を得て 1 万人の子どもを里親委託でカモフラージュし、身元を隠して子どもをナチスの目からかくまってきた。解放後、その子どもたちのアイデンティティを回復する困難な仕事にも携わってきた。

戦後は、収容所を生き延びた家族のない子ども達をここで保護すると共に、親たちを探す運動も行った。60 年代には、アルジェリア戦争が起きて、多くのユダヤ人の亡命があり、その救済にも関わった。とくにその子どもたちを支援した。

若い頃、ここで私を雇ってくださったハミールさんという方は、この機関で重要な仕事をしていた方だが、50 年代には、アシスタント・ソーシャルやエデュケーターがこの組織で非常に活発な活動をしていた。

現在、協会はユダヤ人に限らず、すべての子どもを受入れる機関として活動しているが、そのような厳しい過去を体験してきた組織として、私達は、子どものアイデンティティを非常に重要と考える方針を基本として持ち続けている。

子ども判事は、措置を決定するときの問題になっている子どもがユダヤ系の場合には、ここがその道のプロだという理由でこちらに連絡して来る。現在、この機関が預かっている 90 人の子どものうち、ユダヤ系の子どもは 20 人という割合である。

ロゼの子ども関係のセクターには、開放的育成支援 (AEMO) と在宅育成支援 (AED) を行う開放的育成支援機関とその支部があり、そこにはソーシャルワーカーが 200 人働いている。

ここでは里親委託を実践しているが、そのほかにも児童ホームがある。

(2) 里親委託機関の職員体制

ここには、57 人の里親が働いている。その出身国は様々だが、フランス語をよく話し、住所地の県から里親資格を与えられていることが採用の要件となっている。

この機関の第一の目的は、子どもを保護することだが、ユダヤ系家族で教育を受けてきた子どもには、里親も同じユダヤ系の方がうまくいくのではないかと考えている。また、パリには、ユダヤ系の子どもの行く私立学校があるので、里親はその学校に通わせている。その学費は特別に協会の自己財源で負担している。食習慣のユダヤ教の慣習に従っているのも、同じ食生活をする子どものいる学校を親が希望している。

この機関には、4 人のソーシャル・アシスタントと 3 人のエデュケーターがいて、ソーシャルワーカーとして、同じような仕事をしている。ソーシャル・アシスタントの 1 人は、アートセラピーを専門にしている。心理士 2 人はパート勤務である。児童精神科医には、ハナ・ロットマンというミリアム・ダヴィッドと一緒に仕事をこられた素晴らしい方に来ていただいている。最近、リシャル医師と治療的里親委託に関する本を出しているのでお薦めしたい。

ここに来る子どもは、ほとんど子ども判事の決定で、PASE を経由してこちらに送致される。県の里親機関に入りきれない子どもたちである。ここは、子ども判事から直接、委託される子どもを受託する資格もある。以前は、乳児がよく判事から送られてきた。最近では、判事が直接送ってくる子どもはいない。昔は、母の精神状態が悪い場合、乳児を里親に預けることがよく行われていたが、今では、生まれたばかりの赤ちゃんは乳児院へ預けられ、そこで子どもの状態を観察し、毎月のように報告書を子ども判事へ提出し、委託方針が決められている。乳児院に行く子どもの親のほとんどは重い精神障害、例えば、統合失調症やドラッグ・アルコール依存であるとか、あるいは親が非常に

未成熟で親として子どもの面倒をみられない場合、あるいは数は少ないけれども、虐待された子どもが乳児院に預けられている。

その中で、親元に返される子どもは非常に少なく、多くは里親機関へその後送られてくる。親として子どもをコンスタントに育てることが難しいという理由で里親に委託されることが多い。子どもと親との関係はそう悪くないので、エドゥケーターがついて子どもに合わせた親子支援をここで行っている。

乳児院からこちらにくる時期が遅すぎると感じることもある。私は30年来、里親委託の仕事をしているけれど、最近、小さい子どもでも非常に落ち着きがなく、多動あるいは粗暴な行動をする子どもが増えているように感じる。

(3) 里親の採用

里親の募集については、まず、里親資格を県からすでに授与されている者が申し込んでくる。志願者から就職を希望する手紙をこちらで受け取ると、願書を送り、所定の願書に志願者の住所と年齢、家族構成、なぜ子どもを預かりたいのか、子どものためのスペースがあるのか、どんな子どもなら引き受けられるのか、車の運転ができるか等を記入して送り返してもらう。そのとき、年齢が若いカップルで小さい子どもが5人もいるような家庭や高齢の場合は、その段階で採用を断わっている。

その後、3～4組のカップルをグループで招いて、所長がこの機関の仕事と歴史について話し、そういったこと書かれた委託手帳など渡して、「私たちもあなた方と一緒に仕事ができることを望んでいるけれども、こちらからあなた方に要求することも沢山あるので、家に帰ってからよく考えて、それでも、ここで仕事をしたいのであれば、電話をしてほしい、お子さんにも今日聴いたことをよく話すように」とお願いしている。それが大切である。この段階で里親になることをあきらめ

るカップルもかなりいる。

それでも働きたいと言って来たときには、志願者の家庭をソーシャル・アシスタントとエドゥケーターが2人で訪問し、最初の面接をする。同居家族がいれば、その家族にも会って話を聴く。里親だけはお給料をいただくが、子どもはその家族に委託されるのだから、すべての家族の状態をよく知ることは重要である。その家庭が良さそうだと判断すると、つぎの段階に進む。

今度はカップルにこちらに来てもらい、数人でカップルに会い、その人たちがどういう人たちなのか知るために、二人の生い立ちや出会い、現在の生活等について話してもらう。例えば、家庭の中で夫は何もしない人なのか、子どもの面倒を見るのはどちらなのかというこまで話していると分かってくる。カップルが帰ると、面会に立合った職員が観察したことを話し合う。それでこのカップルならいけそうだとということになると、つぎの段階に進む。

今度は志願者だけに来てもらい、所長が面接する。その志願者に里親としての育成力があるかどうかをいろんな点から話し合っって評価する。所長とどのようにコミュニケーションできるか、こちらのいうことをどのように理解しているのか等を知ることがとても大切である。

次いでカップルを機関に再度招いて、今度は精神科医又は心理士に面接してもらい、二人がどのようにあるがままの子どもを尊重することができるのか、子どもの生い立ちを理解し受入れることができるか、子どもに対応する力があるかどうかを、お二人の子ども時代を振り返って思い出していただくなかで考えてもらう。そのようにしてカップルの資質を評価している。

最後に、所長である自分が、志願者に会って、これまでの申込みプロセスを志願者自身がどう評価しているのか、これからする仕事をどう理解できたのかとを総合的に評価する。そして最終的に、この人達となら仕事を一緒にできるという結論を

得て、採用を決めている。

(4) 里親について

年齢的には、申込者の大多数は、実子がすでに手がかからない年齢になっている50歳前後の女性が多い。実子の年齢および子どもがよく育っているかということも注意している。30～40代も少数ではあるが応募がある。里親の大多数は女性で、男性が6人ほどいる。里親の多くは、専業主婦の北アフリカのマグレグ系女性が多い。

採用が決まると、機関と里親との間で労働契約 *le contrat du travail* が結ばれる。これには、給与や休暇やその他の里親の権利と義務等が示されている。

それから子どもを委託するとき、個々の子ども委託に関して機関と里親およびその配偶者が契約書に署名する。それを私達は *Convention d'accueil* と言っている。この契約は、子どもの委託を実現するために、機関が里親に要望することを明確にするもので委託の方法や条件などに関して具体的に行うべきことが示している。(資料参照)

(5) 個別計画 *Projet individualisé*

子どもが里親に委託されると、里親委託機関は、里親と実親、可能なら子どもも参加して子どもの養育に関する個別計画を作成する。これは文書として作成することが法律で義務づけられたもので、それ以前も育成計画は立てられてきたが、文書とすることまで義務づけられていなかった。

個別計画は、その後、子どもの状態を総合的に評価するために、少なくとも年1度行われるケースカンファレンスで見直されている。この会議には、心理士、所長、実務主任、ソーシャルワーカーおよび里親が集って協議し、子どもの状態を総合的に評価し、新たに個別計画を作成する。例えば、これからもっとセラピーを多くするとか、学業に力を入れるなどというふうに。

そのため、ソーシャルワーカーは、里親家庭の中だけでなく、外でも子どもの状態を把握するた

め、子どもの関係する様々な場所に子どもと一緒に行って、その状態や活動を知り、子どもや親の気持ちや意見を聴いて子どもの《個別的調査書類》に書き込むことが仕事となっている。

ロゼの里親委託機関では、一人のソーシャルワーカー受け持つ子どもは15人、15人では多すぎると感じている。なぜならソーシャルワーカーの仕事は非常にたくさんあるためである。

ここで働く職員は勤続年数が長く、35年、20年という人もおり、子どものことを非常によく知っている。それでいいチームワークができる。

(6) 連続的委託 *l'accueil séquential*

ここでは、開放的育成機関 AEMO が支援している子どものために、週末や夏季休暇だけ、AEMO の一部の子どもを里親に委託している。

一つ例を挙げると、それはユダヤ系の家族で、過去の体験があつて母親に重い精神病であり、父親も問題を抱えていた。その両親に女の子が一人生まれたが、母親はその子が大きくなることを望まず、6歳で学校に行くようになって、その子におむつをつけて学校に行かせるということがあった。それで、学校から AEMO 機関に連絡があり、AEMO では、何とかしようと努力したけれどうまくいかず、こちらに3週間だけ里親に預けてもらえないだろうかという提案があった。その後、里親に預けた女の子は大変よく成長したので、子ども判事は、その子が親許にいるよりも里親家庭にいる方がよく発達すると判断し、さらに6ヶ月の委託延期をしようとしたところ、父親も子どもの状態がよくなっているのを見て、里親委託の継続に同意を得ることができた。この事例は、在宅育成支援から恒常里親委託へ子どもの親の合意を得てつなげられた成功例である。

もう一つの事例は、シングルマザーで3人の子どもをもつ母親が、うまく子どもたちを育てられない状態のとき、すぐに里親委託を押しつけるのではなく、子どもを学校休暇の時だけに同じ里

親に預けるということを繰り返したところ、親は子どもが取られないことを知って、徐々にもう少し長く委託を継続することができるようになった例である。里親委託を通して、別の形で子どもを観察できるようにもなったとも言われている。

その反対に、ここの里親に18ヶ月から13歳まで委託されていた女の子がいた。その子のお父さんは面会にもよくきていたが、お母さんは行方不明で、その子が13歳になったとき、お父さんが新しいパートナーと一緒にあって、女の子も一その家庭に住むことになった。そのときにAEMO機関に委託解除後のフォローをお願いしたところ、AEMOから、彼女を元の里親の家にもときどき行けるようにしてはどうかという提案があった。それで、女の子は実親と里親との家庭を行き来できるようにして、2つの家族の関係を続けることができた。それで、私達も引き続いてその子どもをフォローすることができるので、大変よかったという事例である。

(7) 里親委託事業と子どもにかかる費用

この機関の事業費はすべて県会議長の決定で県から出されている。ただし、子どもの通学に関しては、さっきお話したように、ユダヤ人の子どもがユダヤ系の私立学校に行くときは、ユダヤロゼの基金からその費用を例外的に出している。

里親委託サービスに関する県の財政的補助は、人件費を含めて、毎年、県にこちらで作成した年間の会計決算報告にもとづいて、予算を立ててパリ県に請求している。こちらの言い分が認められれば、県はほぼすべての費用を出してくれる。例えば、電気、水道、ガス代、人件費等々。里親委託サービスにかかる費用は、県と私たちの間で結ばれた契約にもとづいて支払われることになっている。しかし申請した予算の中で、これはだめと言ってくる物も時にはある。それも重要なことなく、必要なものはほとんどすべてを県が支払ってくれる。

この機関の総予算は500万ユーロ弱で、その中には、里親の給料も含まれる。職員の給与は勤続年数を基準に支払われる。この建物と土地は協会のものであるが、施設の維持費、清掃代、電話代などすべての事業費がこの予算に含まれている。子どもの余暇活動と小遣いも含まれている。施設の修復等も請求して認められれば、支払われる。

(8) 民間と県の里親委託で異なる点は？

ここは小さな職場ではあるだが、事業が安定し、長く勤める職員が多い。公的機関では、職員の異動がこちらより多いと聞いている。そういうことからこちらの方がきめの細かいケアを継続して行える。子どもたちが大人になっても関係をずっと続けることができる。例えば、数日前に、生まれたときからよく知っている女の子が2年前に里親家庭から独立して就職し、恋人ができたので、彼を紹介したいという電話がソーシャルワーカーにかかってきた。そういう形で個人的な親しいつながりが常にあり、私たちは子どもたちと大きな家族のような関係をもっている。

高校を出た子どもが大学入学資格を取れると、みんなで電話で伝え合い、お祝いすることもよくあること。人間的な関係がとても深いこと、そういうことが大切なことではないでしょうか？

ロゼ本部の中庭の奥まった明るい里親委託機関では、所長さんから里親の委託契約、養育計画に相当する個別契約の内容、そして県の財政的支援等を、資料を示しながら話していただいた。またAEMO機関とタイアップして行っている連続的里親委託の事例も初めてうかがうことができた。

参考資料：Convention d'Accueil Familial 仮訳

参考文献：Projet de service du Placement familial de l'Oeuvre de Secours aux Enfants, 2008

6. ジョナス・エクトでのインタビュー

民間団体 *Jonas Ecoute* は、1970年代に困難な状況にある青少年の寄り添いをボランティア仲間が始めたことがこの機関の始まりである。その後、徐々にボランティア活動から国の制度に基づく里親委託機関としてその活動を発展させた。この機関の特徴は、里親委託が一般に難しいと考えられている思春期の子どもを対象にしている点である。現在、パリでは、10代の養護児童が激増しているため、その存在意義が大きく、期待もされている。

協会の施設計画書によれば、*Jonas Ecoute* は、現在、11～21歳未満の青少年96人を定員とし、以下の目的をもって活動している。

- 困難な状態にある青少年の相談を受ける場と適切な委託家庭を提供し社会的同化と自立の推進
- 対立状態にある家族の子どもと親たちの関係を分析し理解を深め、それを改善するための援助の提案
- 青少年のニーズと困難について人々を啓発し、公的当局に対して、困難を背負う青少年に適用するシンプルで軽快な新しい解決策を提案

インタビューでは、この機関が実践する若年の母子の里親委託を行う母子サービス、身寄りのない子どもの緊急保護サービス、そして思春期の子どもの長期委託サービスの現状と課題を所長の *Laurent Cambon* 氏にうかがい、その後、実務については実務主任、心理士、ソーシャルワーカーから話していただいた。

この機関の名称 *Jonas Ecoute* の *Jonas* は、旧約聖書の人物、難破する船から海に投げ込まれ、鯨に呑み込まれたヨナのことで、鯨から吐き出された後、神の言葉を述べ伝えたという予言者である。その鯨が機関のシンボルマークになっている。

A. 所長へのインタビュー

Ecoute とは、聴くという意味。思春期の子ども

のSOSを聴くというボランティア活動からこの協会は始まった。そのときから子どもをボランティア的に一時保護することもしていた。80年代に入って、県からの要請で組織化し、里親委託機関とすることにした。現在もボランティアが里親委託やソーシャルワーク以外の業務で手伝っている。

里親委託は、一般に幼い子どもを里親に委託することが伝統的に行われてきたが、ここでは設立の歴史から思春期の子どもを支援の対象にしている。最近の法律改正で、若者重視策が言われるようになってきたが、思春期の子どもの里親委託に力を入れているのは、イールドフランス地方又は全国でもここだけかもしれない。

(1) 3つの里親委託サービス

1) 母子サービス

この機関には、3つの形態の里親委託サービスがある。1つは未成年の母親と子どもと一緒に里親に委託する母子サービスである。

妊娠した時の平均年齢は大体17歳くらいで、ここにいる大多数の母は18歳～19歳、その未成年の母親と乳児と一緒に里親に委託している。このサービスが3つのサービスの中で支援が最も難しい。未成年者が母親になるので、未成熟な部分があり、その部分をケアする必要がある。それがなかなかと難しい。例えば、数は少ないけれども、売春を繰り返す母親がいる。愛着の問題もある。子どもの世話を里親に任せて、母親がいなくなることもある。そのようなとき、制度的に母子で保護することになっているため、残された子どもだけを里親が継続して育てることができなくなる。里親も非常に経験を必要としている。

母子で入所できる母子センターなどの施設もあるが、母親が成人している場合に多く受け入れている。母子サービスでは、妊娠中から対応している。なぜかというと、13、14歳の子どもが子ども産んで、なおかつレイプされたような状況で妊娠している場合も多くあり、そういう形で妊娠した

母親が自分の子どもに接するとき、里親さんのもとにいる方がうまく子どもを育てられるのではないかと考え、里親による心理的援助を期待してこのサービスを行っている。

困難は多いけれども、まあまあの成果は得ていると思う。とくに、母親が弱い立場にある最初の頃は、里親の保護を受けることで、うまくいくことが多い。しかし、時の経過と共に、里親家庭の環境に耐えられなくなって、18、19歳ぐらいになると、わざと問題を起こして、機関を拒絶して出て行ってしまいうこともある。

(2) 養子縁組について

質問：子どもを里親家庭に置き去りにして出て行ってしまふ若年の母の子どもは養子縁組はどう支援されているのか？

フランスではラテン法の文化の影響が非常に強く、家父長制というか、判事にしても親権を非常に大切に考え、たとえ親の能力が欠如していても、孤児であっても、親から親権を取り上げて、養子に出すことをよしとしない傾向にある。母親から親権を取り上げるという判事をこれまで聞いたことがない。判事はその母親から親権を取り上げずに里親に出すという判断をする。確かに早期にバランスのとれた家庭に養子縁組を前提に委託される方が子どものためになるという考え方は理解できるのだが。

フランスの匿名出産では、法律的親子関係を作らず、産まれた子どもを養子縁組に出せるという制度が確かにある。個人的意見になるが、匿名出産で子どもがより早期に安定した環境で育てられるのならいいことと思うけれども、問題は養子縁組が実行されるまでに時間がかかることである。それで、縁組が困難なために、赤ちゃんをほしい人は国際縁組を望む傾向にある。

ここで問題なのは、県が我々に許可するのは母子の保護ということであって、母がいなくなった時点で、子どもをその里親に継続して委託すると

いう融通をきかせることがない。それは子どもにとって大変なことで、母親もいなくなる、里親もいなくなるという事態になる。その子どもは、結局、施設に行ったり、他の里親家庭へ行ったりして、幾十ものトラウマを受けることになる。国は家族の血縁を神聖化しており、それを崩すことが難しい。血縁重視の法律があるので、判事も融通をきかすということがない。そのため、里親があまりに子どもとの関係が深くなると、実母に対して悪いと考えて、里親とうまくいっているのに、別の家庭に委託を変更するようなことさえかつてはあった。

我々の機関では、どの里親も通常の里親資格もっているもので、母子一緒になくても、子どもだけを里親にして受託することができる。

3) 緊急保護と長期委託サービス

2つめのサービスは緊急一時保護である。それは思春期の子どもを3ヶ月の観察期間として受託し、その結果、その後の対処方法を考えるためのサービスである。

3つめは長期委託サービスで、11歳以上の思春期の子どもを判事が決めた期間、里親に委託する。長期委託の8割は司法措置である。長期でも、実際の平均措置期間は約1年。20年間この仕事をしているが、徐々に委託期間は短期化している。平均1年と言ったのは、委託してもうまくいかず、すぐに解除となるケースがかなりあるからで、うまくいっても長くても3～4年である。措置期間は、最初1年ということで養育計画を立てる。この期間は必要に応じて更新できる。

2007年の法改正以来、毎年子どもの進路を見直すことが仕事となっている。問題は、最近の若者がどんどんと暴力的になってきており、背負っている障害もひどくなっていることだ。そのため、長期に委託することが難しくなっている。

機関の統計によると、措置解除理由に「逃亡」が相当ある。母子サービスでは、年度によって4

割の母親が子どもを置いて出ていってしまうという年もある。それほど委託の継続が難しい。

(4) 里親の職業化の問題

フランスには、里親に委託して子どもの心身の障害をケアするという考え方が 1950 年代頃から強くあり、実践されてきた。にもかかわらず、里親の多くは深い教育を受けた人ではなかった。2005 年から職業訓練（義務研修）が規定されてそれが義務化された。しかし、それもなお数年が経ったばかりなので、この人たちがプロとしてこのような難しい子どもを受け入れてうまくやっているのかどうかを評価することは難しい。

私は、里親のマネージメントをテーマに研究しているが⁸、職業訓練をすることによって、里親の仕事をよりプロフェッショナルなものとして職業化しようとしていながら、他方で、その配偶者や実子には報酬はなく、子どもに係わっている。こうした部分には、職業とはみなされない面もある。

私の意見では、結局、職業化した事による悪い面のほうが目立って見える。例えば、里親が資格を授与されることで、里親の権利を要求すること面が強くなっている。お金の問題や子どもの人種や性別にこだわる里親も増えている。意に添わない子どもを委託しようとするれば、断る里親も多い。従って、里親の職業化には複雑な問題がある。職業化はいい面だけでなく、かつては資格がなくても心で子どもを受け入れていた人たちが多くいたが、今では労働裁判を起こして権利を要求するような動きも高まっている。そうすると、子どもを受け入れるというその目的が、かつての方が達成されていたとも、あるいは誠意がなくなってきたとも言える。

質問：1977 年以前は、子どもに何か難しい問題があると、すぐに手放す里親が多かったのですが、専門性のある里親を確保するために、里親に資格を与え、職業化し、研修を義務化してきたと聴いているが、その理

解は間違っているのか？

もちろん里親に子どもの苦しみ理解できるような研修は必要なけれども、私が言いたいのには、里親を職業化して労働者の権利があるというそういう考え方が行きすぎではないかということだ。そうすると、里親の本来の精神がなくなっていく。研修は重要だが、文化的形成も重要である。本来、福祉は社会のために尽くしたいという個人の気持ちがあって進められてきた。しかし、里親に職業資格が与えられたことで、ソーシャルワーカーのように、自分が希望する子どもをだけを対象として選別する傾向が生まれてきた。資格を与え、職業化するということは、このような複雑な問題をもっている。

国は、愛情を子どもにかけてほしい、お金をあまりかけずに子どもに文化的体験をさせてほしいと願いながら、他方で、実親代わりになってはだめ、あまり愛情を注ぎ込んではいけないと戒める。里親にとって非常に困難なことを求めているのではないか。そういう社会的メッセージに矛盾があるのではないか。

(3) なぜ実親の権利を尊重するのか？

2007 年の法律は、実親子関係の維持を重視する方針を明確にした。また、2002 年ぐらいから医療と福祉サービスに関する制度が、保守政権の下で改正された。2007 年以来、サービスを経済的に捉えてビジネス的に仕事をする傾向と、親をクライアント、顧客あるいは消費者のように捉える傾向が見られるように感じられる。

経済的理由からすれば、子どもを家族から分離してどこかに移すより子どもの家へソーシャルワーカーを送る方が安く付くと、そのように考える傾向が出てきた。

質問：私の理解では、親を尊重するようになったのは、親子を分離して施設や里親に預けた後、親子関係の維持を支援しなかったために、子どもを里親に預けたことで、結果的に親子関係が完全に切れてしまう

⁸ Laurent Cambon, La Professionnalisation des Assistants Familiaux: le Cas del'Association Jonas Ecoute. 2011-2012, IAE Paris

という例が多く、その過去の反省から、フランスでは、親子関係を尊重するようになったと聞いているが、それは間違いなのか？

そういう反省もあったが、それは2007年に限ったことではなく、それまでも、そういう意味で、親を尊重するという考えはずっとあった。

しかし、2007年の法改正の契機となったことは、フランスのウトローという所で小児性愛の虐待が発覚し、数人の地域の親たちが幼児を虐待したという事件があり、そのとき、ひどい警察や司法の対応で、子どもが指名する全ての人を有罪にしてしまい、結局、無罪になった人がいたということがあった。それが大騒ぎとなって、ソーシャルワーカーは何もしなかったのでは、という批判があり、こうした改革につながったと言われている。

しかし、本当の理由は、経済的なことが要因ではないかと、私は考えている。どこかに子どもを出すよりも動かさない方が経済的だという。そういう在宅支援の子どもが増加している。

質問： フランスでは、日本に比べて子ども人口に占める親子分離率が極めて高いけれども、その理由は何か？

フランスでは、何かあれば危ないという警告が頻繁にアナウンスされる。しかし事件は起きている。事件が起きると、もっと厳しくなる。子どもを守るということで、家庭のなかに国家がさらに介入する。けれども、暴力的な子どもたちがいて危険なところには、警察が行かないという状況も存在する。

(4) 職員体制と受入れる青少年について

Jonas Ecoute には、所長の下に、実務主任1人、ソーシャルワーカー10人（多くはエデュケーターの有資格者）、心理士3人、会計2人、秘書3人および里親が52人の職員体制で仕事をしている。職員には女性が多く、職員の定着率によい。

思春期の子どもに対応するために担当ケース数は少ない。この時期の子どもたちは行方不明とな

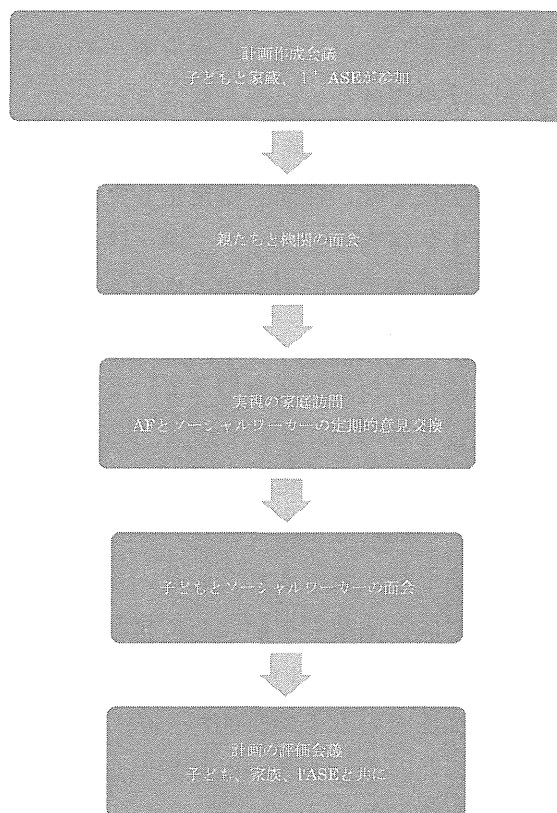
ることもあって、毎日、何が起こるかわからないため、一人のソーシャルワーカーがそんなに多くケースをもつことができない。

現在、長期委託サービスでは、62人の思春期の子どもを里親に委託している。母子サービスには、11人の母と子どもがいる。緊急保護サービスには12人の青少年を受入れている。

予算は年間500万ユーロである。

目標は里親家庭にできるだけ長く生活できるようにすること、里親子関係が破壊されないように支援することが重要と考えている。

(5) 子どもの個別的委託計画



私たちは、毎月2人ずつ子どもを受理する方針で、週1度、子どもの受理会議を開いて、受け入れる子どもと委託家庭を検討している。また、その子どもの個別的委託計画を次のような流れで、作成している。

個別的委託計画は、各々の若者とソーシャルワーカーが中心となって作成している。計画書には、学校での状況、実親との関係、医療、健康状態、そして、若者が大人になるためにどういうことができるのかなどを記入する。そういう将来計画をコンピューターを使って（そういうソフトがある）作成する。私たちはその計画に沿って若者を支援している。ソーシャルワーカーは大体2ヶ月に1回、里親家庭を訪問している。また、若者と実親の必要に応じて何度でも会って関係を深めるようにしている。個別計画において職業訓練や医療計画があるときには、治療施設や職業訓練校と協力関係を結んで、里親には、「この子どもにはこういうふうにしてください」と伝えている。

個別的委託計画の作成には里親も参加する。そのほか、毎週チームの会合を開いている。実務主任と心理士、ソーシャルワーカーの会議も毎週1度ある。月1度、県のIASEの親担当のレフェラントと里親と実親（可能なら）参加して若者の将来計画について話し合う。

将来計画は仕事と住居が主な検討事項となる。何とか安定した職がみつけれられている。医学部でドクター資格を取った子もいる。職業訓練を受けるために若い労働者の寮に行く者もいる。経済危機になるまでは、安定した職業をみつけれられる若者が多かった。

ここでは子どもの個別的委託計画の作成にも里親い参加してもらう。

子どもをケアするために職業化したことはいいい面もあるけれども、その結果、何が起きたかといえば、同業者の利益だけを考える団体になってきたことが残念だと私は考えている。

実務のことについては、私より職員に直接会って聴いてほしい。

B. 実務主任、心理士、ソーシャルワーカーへのインタビュー

所長へのインタビュー後、会議室には、上記の方々が私達を迎えて下さった。実務主任はこの機関に15年在職し、それ以前には県のIASEで仕事しておられたベテランのソーシャルワーカー。心理士の方は、思春期の若者を専門とし、この機関には16年間勤務されている。ソーシャルワーカーは、ここでは1年の勤続年数のあるエドゥケーターだが、別の里親委託機関で1年半勤務してこられた若手のソーシャルワーカーである。

(1) 思春期の子どもの難しさとは？

10代の子どもの難しさは、母との関係に問題のある傾向がある。例えば、母親と父親の仲が悪いことから、子どもを適切に養育できないこともある。母親から十分に愛情を受けていなかったということが子どもに影響を与えることも多い。妊娠中から母親になにか問題があったということも子どもに影響していることもある。小さい頃から里親に委託されていた子どもにそういうことが影響していることも多い。

ここでは、母子共に保護するという機関の特徴があり、それで分かることは、そういう母親とその母との関係に問題のある場合もよくある。

(2) 緊急保護の若者について

緊急保護サービスでは、まず、ソーシャルワーカーが若者の事前評価を行う。その後、最高3ヶ月間里親に委託されている若者をここで観察して、どういうサービスをすればよいかを検討する。3ヶ月という短期間にソーシャルワーカーは、里親および若者と緊密に連絡を取り合って、その関係を観察し、若者の希望や就学における状況等を評価する。

ここに送致されてくる多くの若者は15、6歳なので、1、2年の間に仕事と住居を見つけなければ

ばならないので、その責任はたいへん重い。実親が分かっている場合には、親にも会って話し合うけれども、親がいない子どもが多い。子どもが実親のもとに帰るのが理想ではあるけれども、それが不可能な場合が多い。ここでは、短くとも6ヶ月は里親のもとで生活する。これらの若者の約半数はすでに施設生活をしたことがあり、約半数は里親のもとで生活している。

この機関には委託する里親家庭環境が子どもに相応しいものかどうかをチェックする書式があり、それを基準にして里親家庭を評価している。里親家庭への訪問は非常に大切に、若者がどういう部屋で暮らしているのか、行ってみて初めて気がつくことはたくさんある。面白いのは若者がこちらに来て話す態度と、里親家庭で会うときの態度は同じではない。「里親の家で料理を作って招待してよ」と彼ら彼女達に言うと、置かれている立場や状態など色んなことが見えてくる。いつも住んでいる所でないとわからないことが沢山ある。日常の状況のなかで、話し合う方が大切である。

(3) 実務主任の仕事

実務主任の役割は、まず、機関の中で職員をどう組織して仕事をしてもらうのかを決めることが仕事であり、職員へのスーパーバイズもしている。また若者の個別的委託計画や育成プロジェクトの作成にも責任を負っている。それから何か特別なイベントをするときには、その決定は、ソーシャルワーカーや里親が勝手にできるわけではなく、実務主任の責任で決定している。

ここに来る若者たちは、パリ県又はAEMOからの受入れの要請を検討して、こちらの里親で合う人を見つけられない場合には、受け入れを断ることができる。受け入れを検討するために、子どもの調査書類を見るのは心理士の仕事で、心理士は子どもへの対応がここで可能かどうかを検討する。心理士がこのケースは受入れてよいと判断するときには受理している。そのときは、里親は候補とし

て検討されても、なお決定していない。場合によっては、もっと専門的治療が必要だから、別の機関へ言った方がいいということもある。子どもを機関が受理することが決まってから、ソーシャルワーカーと子どもの面接になる。職員を入れた協議も行われるが、委託する里親を決定する権限をもっているのは実務主任である。子どもによっては、実親の家から近い里親家庭がいい場合もあり、離れている方がいい場合もある。その後、若者がその里親を受け入れて、里親委託に同意できるかどうか重要である。



実務主任 心理士 エducator カンボン所長

(4) 心理士の仕事

里親は、委託された若者の行動になにか疑問があるときには、心理士と若者の面接を要請できる。

心理士の面接では、子どもの変化に応じて子どもの状態を評価する。心理士は何か問題が起きたときには、里親と子どもを一緒に呼び出して面接することもある。

若者に、自分も参加して作られた個別計画にやる気がない、従わない時には、委託もうまくいかない。彼ら彼女達の意志が非常に大事で、個別的計画を実行しようとする意識がなければ、委託はうまくいかない。小さい子どもの場合には、長く里親さんのもとで生活することができるけれども、思春期以降の子どもの委託期間は平均2年で、長い間、その里親家庭にいたることができない。思春

期の語源は「話す人」という意味があり、小さい子どもとは違って自分の意志がはっきりしてくる年齢である。

(5) 里親と委託児童数

この機関では、大多数の里親は、思春期の実子を養育した経験のある年配の人が多く、里親を機関で採用するときには、実子が協力的であることが条件になっている。家庭として子どもを受け入れることが大切だからで、実子が協力的でなければやっていけない。

里親がこの機関の応募に応じて申請してきたということは、実子の承諾を得ていると理解している。里親の採用には、必ず心理士が面接する。

この機関では、複数の子どもを受託している里親家庭が多い。問題は、ときどき子どもの逃亡があるということだが、毎日問題が起こるわけではない。里親はなんとか確保できている。

一つ家庭に委託される若者の数は6人ではもちろん多すぎる。平均委託数は2人。ただし、2, 3人一緒の方がうまくいくケースが多い。一人だけ委託するより、何人かが居て、子ども同士のつながりがある方がうまくいく。里親にとっても1対1よりその方がやりやすい。複数の子どもの委託は年齢が高くなるにしたがって効果がある。

(6) なぜ高齢児の里親委託なのか？

ここでは、11歳以上に特化した里親委託であるから、仕事は困難なことも多く疲れる。民間機関の特徴は、里親の援助や支援にお金と時間を県の機関よりかけていることである。ここでは思春期の若者に特化して委託していることが特徴となっている。我々は、思春期の子どもでも家庭的ケアを必要としていると考えている。高齢児には、施設がいいという考え方もあるが、家庭の雰囲気が必要とする若者もいる。それで高齢児への支援を重要と考え、ターゲットにしてきた。これらの子どもには、実の親との関係が失われている子ども

や普通の家庭で育ったことのない若者たちがいる。従って、里親家庭というノーマルな家庭で生活することで、うまくいく子どもと、まったくうまくいかない子どもがいる。

(7) 育成的寄り添い契約について

私達は、機関と若者との間で《育成的寄り添い契約》というものを文書で取り交わしている。これは教育的契約といえるもので、法律的な契約ではなく、子どものために行っている。これとは別に親権保有者と所長が結ぶ委託に関する契約がある。

育成的寄り添い契約は、法的制約があるものではなく、これは機関と子ども自身が署名するもので、自分の将来計画に関係して、これからこういうふうに住みたいということを含めて予め明らかにしている。契約書に署名しているのに、うまくいってないことや、機関と約束したのにその通りに行えていないことがあれば、契約に立ち返って、自分で行えていないことがわかり、考えることができる。

そのために契約しておくことが重要と考える。

(8) ソーシャルワーカーの仕事：寄り添い

ソーシャルワーカーの仕事は、寄り添うことだと言われているが、寄り添いを「支援とか援助」と言ってしまうことには問題を感じる。本当に「支援や援助」になっているのかどうか？ 自分（ソーシャルワーカー）としても、「アコンパニエ *accompagner*」という言葉の方がしっくりしている。「*accompagner*」とは寄り添って一定の方向に向かわせるという意味がある。

寄り添いは、いろんな場面や状態で行われる。ソーシャルワーカーは若者を自立の道へ近づけるために寄り添うという意味でも使う。子どもの自立に付き添うために寄り添うということである。

この年齢の子どもの親は、子どものことを顧みず、無関心であることが多い。子どもは、思春期独特の危機のなかで居心地が悪く、親との関係をうまくつくりきれないので、それが元となって不安定な状態になっている子どもたちがいる。そういう

子どもに寄り添うことが、ソーシャルワーカーの寄り添いの目的である。親が子どもの里親委託を認めないケースでは、子どもも里親家庭に行くことを裏切りのように感じる子どもがいる。そのため里親委託がうまくいかないということもある。里親委託は、子どもの親からの協力が得られるとき、うまくいく。しかし、少数だが、親に会いたくないという若者もいる。その代わりに里親がいいということで、里親委託がうまくいっているケースもある。

(9) 子どもに薬を服用させることはあるか

子どもによる暴力行為があるときには、心理士が子どもに会って話を聴き、治療的に関与することもある。子どもがいる里親家庭はパリから遠い所いあることが多く、心理士はハーフタイムの勤務なので、その家庭に行く時間がない。そのため、里親の家の近くで、セラピーを受けるよう手配している。

暴れる子どもを薬で抑えるようなことはしていない。自殺未遂で入院した子どもがここに送致されてきたことがあったが、その場合、子どもに不安感が非常に強いということで、薬を使ったことはあるが、それ以外に薬を服用させたことはない。ただ常時、非常に暴力的な子どもは、里親委託が無理なので委託を引き受けていない。

Jonas Ecoute の職員の勤務は6時までで、当直を除いて、所長さんも含めて、すべての職員が6時には建物から出るようになっていた。多少時間を超過した私達のインタビューもそれで終わった。

ここでは、研究者肌の所長さんの冒頭からの制度批判、すなわち、行きすぎた職業化に対する意見には驚かされたが、他の機関のインタビューでも同じような批判をその後、聴くこともあった。また、里親委託の難しい10代の子どもに寄り添う意味、若者との寄添い契約など、高齢児特有のソーシャルワークを聴くことができた。

参考文献：

- ・ Rapport d'activité de Jonas Ecoute en 2011.
- ・ Projet des services de Jonas Ecoute en 2011.

7. 民間法人 *Fondation Grancher* のパリ

特別里親委託機関へのインタビュー

この団体は、1903年に医師 *Grancher* が結核に罹患した家族の子どもを感染から予防する目的で地方の里親に委託したことから、大きく発展し、その後、結核の激減に伴って、組織が縮小され、活動も変化した。1970年代からは、家族のおよび心理・社会的に深刻な困難にある子ども又は虐待によって困難な状態にある子どもを児童保護制度にもとづいて里親へ委託する機関と変化した。1992年以降、さらにエイズに罹患した子どもの里親委託にもその活動を広げ、特別里親委託センターとして認められている。所長の *Mme Véronique Bayon* から現在の実務体制と活動の現状などを話していただいた。

(1) 機関の実務体制と受入れる子ども

本機関は、特別里親委託機関と位置づけられ、他の里親委託機関より比較的心理士やソーシャルワーカーが多く配置されている。子どもの5分の4に当たる120人のパリ県の子どもは、ソローニュ地方の *Vierzon* と *Sablis* にある2つの機関に所属する里親に委託され、5分の1はパリの市内の機関の里親に委託されている。この機関ではエイズウイルスに感染した子どものケアを里親家庭において行っている。

職員の勤務年数は、比較的長く、35年勤務の職員もいる。特に、秘書や心理士に長い勤続年数の者がいる。所長(私)は25歳からソーシャルワーカーとして勤務し、もうすぐ定年を迎える。

職員は、ほぼ女性で、13人のソーシャルワーカーのうち、男性は2人で、その1人は精神科

医である。里親にも男性が1人だけいる。その人は、妻が長い間病気で、その看病のために、家で里親として子どもを引き受けるようになった。

この機関の子どもは、全て司法措置によって委託されている。これらの子どもは、児童裁判所が司法措置を決定した後、その審判書を県の児童社会援助課のセクター事務所に送り、セクターからこちらに子どもの受入れを打診してくる。私たちの機関では、主にパリ県と郊外県（イールドフランス地方）の依頼に応じて子どもを引き受けている⁹。パリ県以外の子どもを受理するときには、各県の基準にもとづいて委託費を子どもの出身県に請求することができる。パリ県は、最近、パリの子どもだけを受託するように要求してくるので、それに応えようと努力はしている。

（2）受入れている子ども

親が精神疾患又は親からひどい虐待を受けた子どもたちを多く引き受けている。分離は、実親との関係継続が子どもにとってよくないとき、関係の継続が子どもに悪い影響を与えると判断される時、行われる。そういう子どもは親の住所地から離れた地方の機関の里親に委託する傾向がある。これらの子どもは、家庭復帰が困難なことから長期委託になる傾向がある。

私どもの平均里親委託期間は14年である。

私が所長になってから、乳児院の長期委託はよくないという考えで、今では0歳児も里親に委託している。¹⁰

この機関では、長期養育ケースが多く、里親に対して、別の里親を週末だけ付けるということもしている。非常に養育の難しい子どもの場合は、

例えば、AとBの2つの里親家庭がその子どもを共同して養育することもある。具体的には、子どもは半月の間、A家庭で過ごし、後の半月をB家庭で過ごす。それを繰り返しながら、2つの家庭で代わる代わる生活することで、非常に難しい時期を乗り越えていく。さもないと、里親が非常に疲れて、虐待を引き起こす可能性があるからである。

法律では、1人の里親に3人まで子どもを委託できるが、3人目は週末だけ預かる子どもやレスパイトの子どもを引き受けられるように確保している。そのため里親が3人目の委託を希望しても2人までとし、受託している子どもに十分愛情をかけるようにお願いしている。

年長で里親に委託される子どもは、理想的な家庭に委託されたいという思いが強い。そういう子どもは、えてして行動障害のある子どもが多く、理想と現実が合わないと、すぐ問題を引き起こす傾向がある。

外国から亡命や不法入国してきた身寄りのない10代の子どもは、勉強したい、普通にくらしたいという思いが強く、意識の点で他の子どもとは違っている。

小さい子どもは、落ち着きがなく、不安感が強い。いつも騒がしいので、対応が大変である。

（3）規則を守ることへの子どもの同意

私達は、委託の要請があるとき、子どもと面接し、規則を示して委託に同意した子どものみを里親へ委託している。そういつてもうまくいかないこともある。しかし、すぐに解除することはせず、チームで何とか規則を守らせるようにしている。

その規則には、暴力を使ってはいけないこと、学校で勉強することをとくに強調している。ここでは、子どもの同意を文書にして契約することまではしていないが、心理的な契約という考え方で、同意を得て委託を進めている。

ここに送致されてくる子どもの多くは、児童ホームを追い出されて来る子どもが多い。残された

⁹ 活動報告書によれば、2011年度中に受理したパリ県の子どもは12人、他県の子どもが8人であった

¹⁰ 2011年度に新規委託の年齢は、2歳以下が6人、3-6歳が4人、7-10歳が6人、11-20歳が4人。委託中の子どもの年齢は、0-4歳が24人、5-10歳が42人、11-15歳が39人、16-20歳が34人と、11歳以上の子どもが多い。

道は里親委託しかなく、子どもたちも選択肢がないという状況にある。

(4) 得意なことをさせる

私たちがこの機関で大切にしていることは、子どもが何をしたいのか、何を得意としているのかを聴くことである。例えば、乗馬がしたいという気持ちがあれば、乗馬ができるということをうまく活用して、前向きに生きられるように支援している。つまり、「そういうことをやりたいなら、学校の勉強もしなければね」ということで、一つの好きなことをすることによって、他のこともできるように努力させるという方法で援助を考えている。

乗馬の費用は、育成計画の一環として県から支出されるので、乗馬で救われた子どもが多い。「乗馬は高くつくので、私たちも努力するから、あなた方も乗馬をしたいのなら、学校も頑張りなさいね」と、子どもを励ましている。

(5) 里親について

里親にはどのような人がなっているのか、ということでは、単身者はいても、同性カップルが応募してきたことはこれまでにない。パリ以外の地方ではメンタリティが古く、同性カップルの里親がいたとしても、委託は困難ではないだろうか。子どもも、困難な家族関係のなかで養育されてきているので、さらに子どもを混乱させるかもしれないと考えると、同性カップルへの委託は難しい。

子どもの人種と里親の人種を合わせるようなことは考慮していない。この機関では、非宗教を原則とし、人種差別は認めないという原則をもっている。ここでは、北アフリカ系の里親さんが多い。黒人の里親と黒人の子どもだからうまくいくとは限らない。それから、実親が里親の人種にこだわることも認めていない。

(6) 食のタブーについて

ソローニュ地方のある里親家庭にイスラム教の子どもを委託したことがあった。その里親さんは、その食のタブーを守るのが面倒なので、配慮せずに、育てていた。だが、それが問題となった。そこで文化人類学の研究者を呼んで、食のタブーがある人たちにはどれほどそれが重要なのかを里親さん達に話してもらったことがあった。食のタブーには、配慮する必要がある。

しかし、実親がイスラム教徒だからイスラム教徒の里親しか委託を認めないという実親は実際にはいない。実親は困難な状態にあり、子育てに失敗したという思いが強いので、そうした要求をすることはない。

なぜ食の問題を取り上げたかということ、2002年の法律改正で、実親を尊重する規定が定められ、宗教的習慣の尊重が重要視されたからである。イスラム教徒にとって豚を食べないことや断食はアイデンティティを形成するうえで大切である。

(7) 親子の交流

フランスでは、子ども判事が親子の面会方法を決定している。親は、単独で子どもに会うのではなく、ソーシャルワーカーが付き添って会いに行く。この機関の子どもは、大体1ヶ月に1度、定期的に面会している。ここには、実親担当のレフェラントがいるので、そのレフェラントが親と一緒に列車に乗車して子どものいるソローニュ地方の機関まで付き添って行く。面会は、その機関の面会室（台所と食堂のある部屋）で行われ、親と子ども、子ども担当のレフェラントおよび親担当のレフェラントが1時間くらい一緒に過ごす。

子どもは複雑な気持ちをもつことが多い。親を自分の親と認識できない子どもには、ソーシャルワーカーが説明することもある。子どもは、それでも母親を変な人だと感じたり、恐怖を感じることもあるが、次第に親として認識するようになる。そうして子どもは、自分の親を知り、親が異常で

あることを知りながら生きていかなければならない子どももいる。子どもは両義的な感情をもつけれども、判事の決定にもとづいて面会は定期的に行われるのである。

ときには不適切な行動を取る親もいる。それで、レフェラントは非常にストレスを抱えることもあり、面会が子どもによくないことがある。「面会をしない方がいい」とこちらから判事に進言することもあるけれども、判事は、「親との関係を絶ってはいけない、それが基本となっている」という理由で面会をやめることは認められないことが多い。毎月1回、お互いに苦しい面会をしなければならないため、ソーシャルワーカーへのサポートが重要となる。

(8) 親の権利の尊重について

2007年の法律改正では、実親の権利が強くなりすぎて、子どものためにならないと感じることが多い。私たちは、実親の権利より子どもの最善の利益を守ることを主張している。

実親がソーシャルワーカーに対して非常に悪い態度を示すこともある。そうした場合、親をここに呼び出して考え直してもらうこともある。来所しないときには、所長自身が親に会いに行く。それで、親も反省することがある。

非常に極端な例だが、親が路上生活者になったケースがあった。そのとき、ここの実親担当のソーシャルワーカーが、ホームレスとなった母親を捜し出すために、数ヶ月間、よく現れる場所に書き置きをし、数ヶ月後に娘の写真を見て、親であることを自覚し、徐々に立ち直った母親があった。彼女は、約3年間、寮のような施設で生活し、路上生活から脱出できた。それはソーシャルワーカーが親のために親身になって取り組んだからできたことで、今では、子どもに面会にも来るようになっている。

(9) 養子縁組とエイズウイルスに感染児

県の児童社会援助機関は、親が行方不明になると、その子どもの養子縁組が可能になったことを伝えてくる。里親が委託された子どもと縁組することも少数だがある。里親が高齢の場合は、他の



ヴァイヨン所長 実務主任

縁組希望者との縁組を準備するために、その間、里親養育を継続することもある。子どもたちの症状がひどい場合には、養親家庭が見つからず、里親家庭に21歳までいることになる。例えば、エイズで親が死亡した場合、子どもは誕生から感染している。そういう子どもの養子縁組は困難である。現在、エイズに感染しても、服薬だけで普通に生活できる。そのため学校でもそれを知らないことがある。服薬は継続するので、思春期になって困難なこともあるが、きちっと服薬すれば問題ない。

(10) 里親の確保

里親になることを希望する者は、申請書を提出してもらい、その後、家庭訪問を受ける。2度目の訪問では、家族全員と会う。その後、心理士と所長が、夫婦又はカップルに会い、自分たちの人生について話してもらう。なぜ子どもを育てたいのか、子どもが里親家庭でどういう位置で育てられるのか、困難に出会ったときどのように乗り越えられるのか等について聴き、里親としての適格性を判断している。また、研修を受けることに積極的か控えめなのか、あるいは自分たちの生き方に満足していないことがあるか、失敗を許せるか、チームとして協力関係をつくって子どもの育成に携われるか等も聴いて志願者を評価する。

私達は、以前から、里親養育は子どもために行うものであることを強調してきた。また委託後1年間はバカンスと週末がないことも伝えてきた。それでも、子どものためならいくらでも協力するという里親がほとんどである。お金のことを里親が話し出すときには、子どもとの関係に何か問題があるのではないかと疑ってみる。

特別里親委託機関で働くことを申し込んでくる里親は、困難を抱えた子どもが委託されるということを事前に理解して申し込んでくる。私たちは子どもの症状が重いから報酬を加算するということはしていない。そのかわり、里親へのケアはきちっとすることを伝えている。例えば、心理士が里親には必ずつくことなど。

この機関では、里親養育への支援が十分提供されることと、緊急時の電話には、必ず対応してもらえるという安心感が里親にはある。ここの子どもは、実親が遠隔地に住んでいる場合がほとんどなので、こうしたことから応募する者が多い。

(11) 研修について

里親の240時間の研修（職業訓練）を代行する研修機関がいくつかあるので、私たちは、子どものためを第一に考えている信頼する研修機関と協力関係をもって、研修を委ねている。すでに研修を受講している里親を採用するときには、その機関で研修を受講している里親を採用している。里親の義務研修は里親になってから3年間で受ける現任訓練である。

240時間の研修以外にも、心理士が里親のコミュニケーションについて学ぶ研修をここでは行っている。子どもを観察する視点と語りかけの仕方等を学んでもらっている。

(12) 里親を「ママ」と呼ばせない

1ヶ月に1回3歳以下の子ども6～7人を集めて、里親にも何人か来てもらって、心理士を付けて、子どもと里親の関係を知るためのグループ研

修も行っている。例えば、子どもが里親を「ママ」と呼んだときには、基本的には、ママという言葉を使わないように指導している。最近では、里親を名前で呼ぶようになってきている。このグループ研修は、幼児がよその子どもに会って、どんな行動を取るのかなど、理解するうえでも役立っている。

子どものなかには、里親を「ママ」と呼ばせてよい子どももいる。自然に長期化して心の「ママ」になる場合もある。しかし多くの子どもは本当の「ママ」はこの人ではないことを知っている。実際に里親は本当のママではない。フランスでは多くの実親が里親を「ママ」と呼ぶことを認めようとしていない。給与をもらっている人を「ママ」と呼ばせるのもおかしい。

(13) 受託する子ども、家庭復帰、自立等

不調と委託先の変更はあまり起こらない。そうならないように機関は対応している。民間機にはそれぞれ特徴があり、ある程度子どもを選択することができる。私たちの機関では、親から遠いところに住んでいる里親家庭に委託できる子どもを選んでいく。そうではない子どもを引き受けて、里親を失いたくないので、県から依頼される子どもを断ることもある。県はもっとお金を出して困難な子どもに対応できる公共サービスを提供すべきである。民間機関はやるべきことをやっている。

私達は、基本的に子どもが成人するまでに職業をもち、自立できるように支援している。そのため里親を離れて一人でその近くにアパートを借りて住むとか、寮に住めるように支援している。ただし、成人しても自立が難しく、里親家庭で生活を継続する者もいる。そういう場合には、里親にお金は支払われないので、里親はボランティアとして対応している。

ソーシャルワーカーは、子どもが里親に愛着をもっているのだから、子どもについては里親から親に情報を伝えるように指導している。それがかなり難しい。それで、実親が里親委託を受け入れるよ

うに親を指導し、里親へ親が連絡するように促している。

家庭復帰する子どもは非常に少ないが、子どもにとって家庭復帰は大きな意味がある。それが実現するときには、私たちはパーティを開いて、里親、実親、ソーシャルワーカーなど関係者が集まって、電話番号を交換して、お互いにねぎらい合ってお祝いをする。

家庭復帰できない子どもは、委託解除後¹¹にも、里親と交流を持つ傾向がある。ソーニュー地方の里親家庭で生活する多くの子どもの親は、精神障害があるので、解除後もパリにいる親から少し離れた地方に住む方がいい。仕事も地方の方がみつけやすく、住宅費も安いので、子どもにとっても住みやすい。

(14) 他の家族メンバーへの支援

里親は女性が多いが、そのパートナーの男性のグループを心理士と一緒に週 1 回もっている。実子に対してはソーシャルワーカーが観察するように、また実子にもソーシャルワーカーや心理士に相談するよう伝えている。

里子が里親のことを「ママ」と呼ぶと家庭内の他の子どもが「違うよ」と言う傾向にある。実子が問題を起こすことはこれまでなかった。受け入れている子どもにかかりきりではなく、自分の子どものケアを忘れず時間を取るように伝えている。嫉妬が生まれないうケアしている。里子は実子より年下の方がいい場合が多い。同年齢は委託していない。幼児のいる家庭に乳児の委託もある。フランスでは、里親の実子が里親になるケースが多い。これらの里親は、嫉妬とした体験を話すこともあるが、何か問題があれば、心理士が関与している。委託する時には、実子より年齢の下の子どもを委託の方が順番的で自然である。

(15) 今後の課題と民間機関の意義

若い思春期のアフリカから来た女の子たちを受け入れて委託がうまくいったので、男の子どもに広げたいと考えている。

最近では、子どもの障害がどんどん重度化しているが、そうした子どもの委託も継続して受け入れていきたい。一人の里親だけに委託するのではなく、その里親を支援する他の里親を確保し、複数に委託するという形で、難しい子どもに対応する方法を使って、そういう子どもの委託にも力を入れていきたいと考えている。

民間機関には、創造性と自由があり、そこに民間機関の存在の意義がある。公共機関は政策の影響を強く受け規制されてしまう。そうした面では、民間はより自由である。また職員も民間の方が主体的に選んだ仕事ということもあって、業務に忠実である。

この機関では、親が精神疾患又は親からひどい虐待を受けた子どもあるいはエイズウィルスに罹患している子どもを多く引き受けている。そのため家庭復帰が困難で長期委託となる傾向がある。そのような子どもをあえて選んで里親に委託していることがこの機関の特徴といえる。そういう子どもをどのような実務体制のもとで、どんな創意工夫を凝らして養育しているのかを話していただいた。例えば、得意なことを活かす子どものためへの支援、非常に難しい子どもには複数の里親を付けて、養育を継続させようとする姿勢など聴くことができた。

参考文献：

- Projet institutionnel du Placement Familial Paris de Fondation Grancher (2007)
- Rapport d'activité du Placement Familial Paris de Fondation Grancher (2007)

¹¹ 2011年の措置解除は23件、解除理由は、家庭復帰7件、若年成人の契約終了に伴う自立/就職/住宅確保が6件、各種の施設への措置変更6件、里親委託3件、養子縁組1件であった。